

20 光警報装置・緊急時の設備

【基本的考え方】

緊急時の情報の見落としや誤認は、人命にかかわるため、緊急時の設備はだれにでも分かりやすく、確実に伝わる設備とする。避難にかかわる設備・施設は、視覚障害者・聴覚障害者・車椅子使用者等にも配慮した機能や構造とし、避難経路はだれにでも明確で最短の経路とすることが重要である。

整備基準

便所、授乳室、宿泊施設の客室、更衣室又は貸し会議室を設ける場合には、自動火災報知機と連動した光警報装置をこれらの部屋ごとに1以上設け、その旨を表示すること。

■基準の解説 凡例：●都と同等遵守 ○都と同等整備 ◆区追加遵守 ◇区追加整備

光警報装置	◇設置の個数や位置に関しては、消防庁の「光警報装置の設置に係るガイドライン（消防予第 264 号 改定 令和 7 年 1 月 3 0 日）」を参考とし、利用者が光の点滅を直接又は間接的に認識しやすいように配置する。 - 光警報装置を整備する場合には、主な発光装置に説明をつける。 (例：「このランプは火災時には点滅します」) - 光警報装置の設置高さは、ガイドラインに示される 240cm にはこだわらずに、気づきやすい 160cm 程度の目線の高さでの設置を検討する。 - 色は白色光にこだわらず、利用者特性に応じて検討する。 - 出入口等に JISZ8210 に規定する光警報装置の案内図記号(光警報装置ピクトグラム)を設置する。	→【図 20-1】 【図 20-2】 →【図 20-11】
-------	---	---

■必要な整備 凡例：・都と同等の整備 *区で追加した整備

警報装置	- 警報装置は光及び音声によって非常事態の発生を告げる装置とする。 - 警報装置には、聴覚障害者への情報伝達を配慮し、事態の状況を文字や図記号（ピクトグラム）により知らせる文字標示装置を設ける。	→【図 20-3】 【図 20-4】
避難経路・非常口	- 想定される避難経路上には段差を設けない。 - 避難経路となる階段は、暗くても段鼻や手すりが見えるよう配慮する。 - 避難経路には点滅誘導灯及び誘導音響装置を設けるとともに、煙を避けるために低姿勢となっても避難すべき方向が分かるように、床面や腰の高さにも併設する。 - 非常口には段差を設けない。やむを得ない場合は「5 傾斜路（屋内に設けるもの）」に定める構造とし、かつ望ましい整備に適合する傾斜路を設ける。	→【図 20-5】
一時待避スペース	- 車椅子使用者等は、階段を利用して避難することが難しいため、安全な救助を待つための一時待避スペースを設ける。 - 非常用エレベーター付近や階段踊り場等に 90cm×120cm の一時待避スペースを設ける。 - 階段の踊り場、階段に隣接したバルコニー、階段の付室等に設置し、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとする。 - 車椅子使用者が待機するのに十分なスペースを避難動線の妨げとならない位置に設ける。	→【図 20-5】 ～【図 20-9】 →【図 20-5】 【図 20-6】

救急処置室 ・休憩室 非常放送 設備等	・一時待避スペースであることを、分かりやすく表示する。 ・階段室や付室に設ける場合は、出入口に一時待避スペースが設置してある旨を表示する。 ・一時待避スペースには、緊急時に連絡がとれるようインターホンを設置する。 ・救援まで時間のかかる場合を考慮し、携帯トイレ等の防災用品を備えておく。 ・多数の利用者が見込まれる場合は、体調が悪くなった人等に備えて、救急処置室や休憩できるスペースを設ける。 ・非常放送設備を設置する建築物には、視覚障害者、聴覚障害者に配慮し、光、文字、音、音声等による非常放送設備を併設する。 ・非常放送設備に加え、通報装置も設置する。	→【図 20-10】
---	---	-------------------

(ソフト面の工夫)

	・聴覚障害者には連絡先を把握し、メール等で緊急時の連絡をすることも有効である。 ・災害時等に避難経路を適切に利用できるよう、利用者や施設職員に対して避難方法や連絡手段等を日頃から周知するとともに、高齢者や障害者、外国人等の避難を想定した防災訓練等を実施する。	
--	--	--

【図 20-11】 光警報装置の案内図記号（光警報装置ピクトグラム）と設置例



出典：JIS Z8210「案内図記号」附属書 JF（参考）日本規格協会